

宇治市ホームページバナー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治市ホームページバナー広告の掲載に関する事項のうち、宇治市広告掲載要項及び宇治市広告掲載基準に定めのない事項について定めるものとする。

(広告取扱業者の募集)

第2条 広告の掲載に関する事務を行う業者（以下「広告取扱業者」という。）は、市広報媒体（市ホームページなど）により募集するものとし、競争見積その他これに類する方法により決定するものとする。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、広告取扱業者によるほか、市広報媒体（市ホームページなど）に募集記事を掲載することにより行うものとする。

(広告の規格及び掲載数、掲載位置、掲載期間)

第4条 広告の規格及び掲載数、掲載位置、掲載期間については、別に定めるものとする。

(広告掲載の承認申請)

第5条 広告取扱業者は、広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）から、宇治市広告掲載要項及び宇治市広告掲載基準に従い、宇治市ホームページバナー広告掲載承認申請書（様式第1号）及び掲載しようとする広告原稿の提出を求め、市の審査を受けなければならない。

2 掲載しようとする広告原稿及び掲載用画像データは、広告主の負担で作成するものとする。

(広告掲載の承認及び通知)

第6条 前条における審査の結果については、宇治市ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式第2号）により、広告取扱業者を通じて申請者（広告主）に通知するものとする。

(広告内容等の変更)

第7条 次の各号の内容が法令等に違反している、若しくはそのおそれがある、又は宇治市広告掲載要項、若しくは宇治市広告掲載基準に抵触していると判断

したとき、市長は、その広告掲載を停止し、広告取扱業者に対してその内容等の変更を求めることができる。

(1) 市ホームページに掲載した広告からリンクされたホームページ

(2) 前号のホームページからリンクされたホームページ

(広告掲載の取消)

第8条 市長は、前条第1項の規定による広告内容の変更を広告取扱業者が行わないとき、又は市長が広告掲載を適切でないと判断したときは、広告掲載を取り消すことができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成19年4月3日から施行する。